

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、東京民医連労働組合健和会支部から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 29 年 6 月 9 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

夏季一時金等

平成 29 年 5 月 29 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

みさと南訪問看護ステーション、新みさと訪問看護ステーション、みさと健和病院、みさと健和団地診療所、みさと健和歯科、みさと健和クリニック、まちかどひろばクリニック、複合型サービスまいほ一む新みさと、認知症デイサービスのどか新みさと、クリニックふれあい早稲田、小規模多機能サービス・馬渡さん家、デイサービスセンターなごみ、デイサービスセンター采女の里、地域活動支援センターパティオ、障がい福祉相談支援センターパティ

オ、就労移行支援事業所ラ・ポルタ、就労移行支援事業所ラ・ポルタ分室・三郷中央、アカシア訪問看護ステーション（以上、埼玉）、柳原病院、柳原リハビリテーション病院、柳原診療所、健愛クリニック、かもん宿診療所、柳原腎クリニック、訪問看護ステーション統括部、北千住訪問看護ステーション、綾瀬訪問看護ステーション、綾瀬訪問看護ステーション葛飾営業所さくら、鐘ヶ淵訪問看護ステーション、大島訪問看護ステーション、大島訪問看護ステーション・江戸川営業所あかり、大島訪問看護ステーション・白河営業所、柳原歯科、老人保健施設・千寿の郷、クリニック柳島、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所、複合型サービスまいほ一む北千住、特別養護老人ホーム・葛飾やすらぎの郷、新宿在宅サービスセンター、かばらデイサービスセンター、デイサービスセンターすこやか、デイサービスセンターかなまち、デイサービスセンターみたて、デイサービスセンターかねがふち、認知症デイサービス・よりみち、グループホーム福さん家、グループホーム青戸、グループホーム千住大川、グループホームかなまち、グループホームかねがふち、グループホームみたて、グループホームすこやかの家・業平、小規模多機能サービス・よりみちの家、複合型サービス・すこやかの家・業平、小規模多機能サービス・葛西みなみ、すみれ訪問看護ステーション（以上、東京）